

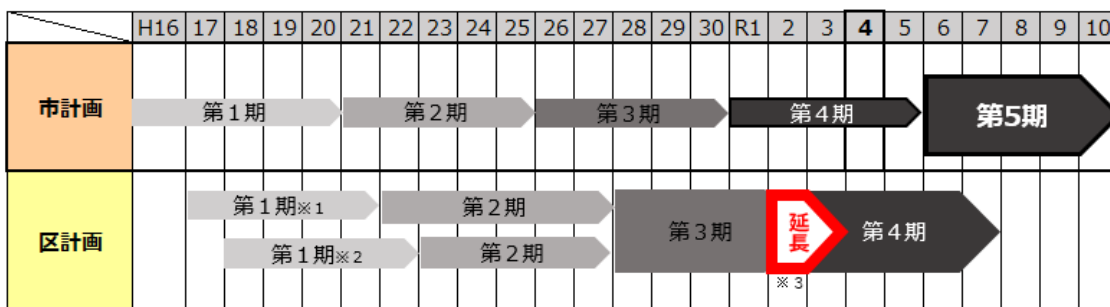
第5期横浜市地域福祉保健計画の策定について

1 趣旨

社会福祉法第107条により、市町村は地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとされています。横浜市では、「横浜市地域福祉保健計画（以下、「市計画」という。）」をこれに位置付けています。

このたび、令和5年度をもって、現行の第4期市計画の期間が終了となるため、令和6年度から10年度までの5年間を期間とする第5期市計画の策定に着手します。

2 計画期間



※1 鶴見/神奈川/西/南/青葉/栄/泉

※2 中/港南/保土ヶ谷/旭/磯子/金沢/港北/緑/都筑/戸塚/瀬谷

※3 コロナにより第4期区計画策定1年延長

3 第5期市計画策定の手法

当事者や専門的な見地から幅広い視点での協議を行うため、市民委員、各分野の活動関係者及び学識経験者により構成された附属機関である「横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会（以下、「策定・推進委員会」という。）」で検討を行います。

また、第5期市計画の策定にあたっては、第4期市計画の評価、各区・区社協、地域ケアプラザ、関係諸団体のヒアリング等の結果及び関連分野の計画の方向性等を踏まえ、計画策定を進めていきます。

4 策定スケジュール（予定）

令和4年度	5月	常任委員会（策定について）
	5～12月	素案骨子の検討
	7～8月	関係諸団体ヒアリング
	12月	常任委員会（素案骨子）
令和5年度	12～5月	素案の検討
	5月	常任委員会（素案及びパブリックコメント）
	6月	パブリックコメント実施
	6～12月	原案の検討
	9月	常任委員会（パブリックコメント結果）
	2月	常任委員会（原案）
	3月	計画策定

【参考1】第4期市計画 中間評価の概要

第4期市計画について、計画推進の中間年度である令和3年度に、策定・推進委員会において、中間評価を行いました。

策定・推進委員会での主な意見

○推進の柱1：地域福祉保健活動推進のための基盤づくり

- ・ コロナ禍で地域活動の回数は減りましたが、その中でも工夫しながら活動されている部分があると実感しました。

○推進の柱2：身近な地域で支援が届く仕組みづくり

- ・ 第4期計画の時期的な特徴として、生活困窮者自立支援制度、社会福祉法改正に伴う社会福祉法人の公益的な取組、成年後見制度利用促進等、法律や制度の動きの中で、地域福祉で取り組むべき課題が新たに加わってきています。サービスの給付だけで解決しない課題について、地域を基盤に解決していく、そうしたことを地域福祉保健計画の中にも反映させ、地域の困りごとを支援する取組等、広がりを見せています。

○推進の柱3：幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進

- ・ コロナ禍で地域活動のきっかけづくりの講座やボランティア活動数の減少は明確ですが、地域に関心を寄せる方が身近に増えたことは実感しています。
- ・ 社会福祉法人の地域貢献や企業との連携は前進を示す数値や取組もあり、今後に期待できます。

これらの御意見の結果、中間評価の総合評価は、「おおむね計画通りだが更に力を入れて推進する必要がある」となりました。

【参考2】他の計画との関係

市計画は、住民の地域生活の視点から、高齢者、障害者、子育て、青少年育成、健康づくりなどの各分野別の計画を横断的につなぐものです。

